

市民総合相談課 ごあんない

市民生活に関する相談業務や、生活情報の提供、消費生活講座や出前講座等を実施しています。

相談無料

■消費生活相談 TEL 256-0800

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

※週末緊急時の消費生活相談はTEL257-9002

(土・日 午前10時～午後4時、電話相談のみ)

※消費者ホットラインTEL0570-064-370

(おかけになる前にお住まいの郵便番号をご確認ください)

■多重債務相談 TEL 256-3160

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

〈多重債務特別相談〉

開催日	開催時間
毎週水曜日	午前9時～正午
第1・第3水曜日	午後5時30分～8時30分
第1・第3水曜日の翌週月曜日	午後5時30分～8時30分

いずれも1人あたりの相談時間は45分(面談のみ、電話予約制)

■交通事故相談 TEL 256-2140

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後5時

■市政一般相談、法律相談に関する問合せ TEL 256-2007

(受付時間) 午前9時～正午・午後1時～午後5時

〈法律相談〉

実施場所	開催日	開催時間	定員
市民総合相談課 ※1	月・火・木・金曜日	午後1時30分～4時	15名
	第2・第4水曜日	午後6時～8時	12名
各区役所・支所 まちづくり推進課	毎週水曜日	※2	※2

いずれも1人あたりの相談時間は20分(面談のみ)

※1 当日午前9時から整理券配布(金曜日、第2・第4水曜日は電話予約制)

※2 各区役所・支所まちづくり推進課にお問い合わせください。

■出前講座、会議室、パネル等貸出の問合せ TEL 256-1110

(受付時間) 午前8時45分～正午・午後1時～午後5時30分

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角

アーバネックス御池ビル西館4F(市民生活センター)

※地図は右図を参照ください。

京都市文化市民局市民生活部

市民総合相談課

(FAX) 256-0801

(ホームページ)

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

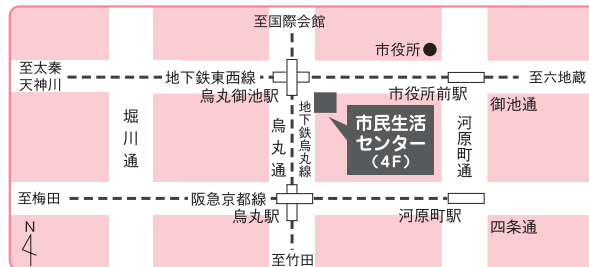
閉庁日

土、日、祝日、年末年始
(12月29日～1月3日)

↑「インターネット消費生活相談」、「マイシティライフへのご意見・ご要望」、「消費者川柳応募」、「消費者啓発ショートムービー」もこちらから

■地下鉄「烏丸御池」駅下車、「3-1、3-2番出口」から地上へ出てすぐ

※駐車場等はありません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用下さい。




ミニクイズ

Q1 京都市で実施している消費者標語募集事業は次のうちどれでしょう?

A. <らしの仙人 B. <らしの達人 C. <らしの鉄人

Q2 日本工業規格(JIS)で規定されている衣類等の取扱い絵表示で、

は何を意味するでしょうか?

A. 水洗いはできない B. アイロン掛けはできない C. ドライクリーニングはできない

Q3 「特定商取引に関する法律」とともに、平成21年12月1日付けで改正施行された法律の名称は次のうちどれでしょう?

A. 消費者契約法 B. 割賦販売法 C. 製造物責任法

編集後記

寒い冬が過ぎ、ようやく春のきざしを感じるようになってきました。今号は特集ページで消費者標語「<らしの達人」の入選作品を紹介させていただきましたが、身近な消費生活を標語や川柳として表現するのは素晴らしいことですね。

203号のミニクイズの答え：Q1 A Q2 B Q3 4

消費者川柳・ミニクイズの応募

	消費者川柳	ミニクイズ
応募資格	京都市内在住または通勤通学の方	京都市内在住または通勤通学の方
応募内容	消費生活に関する五・七・五の川柳と作品への一言コメント	解答
応募方法	ハガキまたはA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、市民総合相談課へ郵送またはFAXしてください。ホームページからも応募できます。	ハガキに郵便番号・住所・氏名・マイシティライフ204号の感想を記入し、市民総合相談課へ郵送してください。
その他	毎号1作品を掲載します。作品掲載の謝礼有(図書カード3,000円分)	抽選で当選オリジナルグッズを3名様にお送りします。(当選は発送をもって代えさせていただきます。)応募締切:平成22年5月31日(必着)

発行/平成22年3月1日 ※広告スポンサーと京都市消費生活行政業務とは直接関係ありません。文化市民局市民生活部市民総合相談課 京都市印刷物 第214641号

大豆油インクを使用しています



本誌は古紙パルプを配合しております